

建設技第 12 号
令和 3 年 4 月 7 日

(一社)佐賀県建設業協会会長
佐賀県管工事協同組合連合会代表理事
佐賀県電気工事業工業組合理事長
(一社)佐賀県電業協会会長
(一社)佐賀県造園建設業協会会長
(一社)佐賀県空調衛生工業会会長
佐賀県解体・リサイクル協議会会長
佐賀県建造物解体業連合会会長
(一社)佐賀県県土づくりコンサルタンツ協会会長
(一社)佐賀県地質調査業協会理事長
(一社)佐賀県建築士事務所協会会長

様

佐賀県県土整備部長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に
関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

施行中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了(令和3年3月18日)後における工事及び業務の対応について」(令和3年3月23日付け建設技第3297号)等により、遺漏なきようご対応をお願いしていたところです。

このたび、令和3年4月1日に、1府2県(宮城県、大阪府及び兵庫県)を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われましたが、引き続き、「建設業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、適切にご対応をよろしく願います。

(担当)
建設・技術課 入札・契約担当
TEL 0952-25-7102 (直通)